

○時間外勤務手当及び休日勤務手当に関する規則

平成7年11月1日

規則第20号

(趣旨)

第1条 この規則は、職員の給与に関する条例（平成7年但馬広域行政事務組合条例第16号。以下「条例」という。）第21条及び第22条の規定に基づき、時間外勤務手当及び休日勤務手当の支給割合を定めるものとする。

(支給割合)

第2条 条例第21条及び第22条の規則で定める割合は、次の各号に掲げる勤務の区分に応じて、当該各号に定める割合とする。

- (1) 条例第21条第1号に掲げる時間外勤務 100分の125
- (2) 条例第21条第2号に掲げる時間外勤務 100分の135
- (3) 条例第22条第2項に掲げる休日勤務 100分の135

附 則

この規則は、平成7年11月1日から施行する。